

第 5 回

檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 6 月 2 5 日 (金) 1 3 時 3 0 分

場 所 瀬棚町町民センター

第5回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年6月25日(火) 13:30~15:40 場所:瀬棚町町民センター

1. 会議録署名委員の指名について
2. 協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)
3. 協議第10号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて
4. 協議第11号 特別職の身分の取扱いについて
5. 協議第13号 組織及び機構の取扱いについて
6. 協議第17号 公共的団体等の取扱いについて

○出席委員

大成町

副会長	花田 千賀志	委員	高畑 實	委員	大野 忠勝
委員	佐々木 陸郎	"	成田 直彦	"	濱口 敬子
"	朝倉 満				

瀬棚町

副会長	平田 泰雄	委員	柳田 眞	委員	濱口 勝利
委員	桜井 明雄	"	用名 要一	"	新保 静夫
"	工藤 芳江				

北檜山町

会長	内田 東一	委員	斎藤 洋一郎	委員	酒井 誠一
委員	真柄 克紀	"	中山 修身	"	石川 文枝
"	中島 勝則				

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田 千秋

○欠席委員

なし

○幹事

幹事長 福島 一臣 副幹事長 小林 義悦 幹事 越野 邦夫

幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 高 野 利 廣 “ 水 野 幸 雄

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

それでは、定刻でございます。皆様には、本日大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。

それではただいまから、第5回目の檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

会長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

どうも皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、今回の議員の改選で大成町の議員の皆さん方ご当選をされたということで、お喜び申し上げますと思います。ただ、佐々木委員さん、そしてまた八重樫委員さんにはご勇退ということでございますけれども、今まで大変ご協力をいただいておりますが、議員を去りましても、どうかひとつこの合併問題については特段のご協力をお願い申し上げたいというふうに思うわけでございます。

本日は皆さん方におかれましては、公私ともに大変なお忙しい中にもかかわらず、こうしてご出席をいただきましたことを改めてお礼を申し上げたいと存じます。

合併問題につきましては、皆さん方のご案内のとおり、最近いろいろと報道されておるところでございます。協議も回を重ねるごとに各論と申しますか、そういうふうに入りますと、それぞれの町の思い、思惑というのですか、そういうものがありまして、なかなか合意を得られないと。そして解散あるいは離脱といったような、そういうような大変厳しい状況が続いているというような現況でございます。幸いにいたしまして、我々3町にいたしましては、委員の皆様方の本当にご理解とご協力、そして等しくその目的は同じでございます。新しい夢と希望の持てる未来のまちづくりのために、皆さん方一致協力して協議をされておるわけでございます。毎回真剣に、そしてまた忌憚のないご意見をちょうだいいたしながら、現在のところ順調に推移をしているといったところでございます。

こうした反面、その中には皆様方のご協力はもちろんのこと、3町の町民の皆さん方の深いご理解とご協力が大いに私どもを力づけていただいているということでございます。これからもいろいろ一つ一つ問題があろうかと思っておりますけれども、前にも申し上げましたとおり、議論はとことん議論をしていただきまして、そして最終的には皆さん方の合意を得て、新しいまちづくりのためにひとつご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げますとともに、本日の会議が実のある会議でありますことを心から祈念を申し上げまして、措辞ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。本日はよろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会

議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は22名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、内田会長、よろしくお願いいたしたいと思います。

(内田会長)

それでは、きょうは大変蒸し暑うございますので、どうかひとつ上着を脱いで協議をしていただきたいと思います。

それでは、これから本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、真柄克紀委員と成田直彦委員を指名いたします。

協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(内田会長)

続いて日程第2、協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

この協議事件につきましては、前回の協議会において提案したところでありますが、この件については議会議員の関連があるということから、小委員会に付託してはどうかなどといったご意見もいただいたところでございますが、最終的に取りまとめといたしまして、現在、国会の中で農業委員会の基準面積算定の見直しや選挙委員の下限定数を廃止しようとする法律の一部改正案が審議されているところから、その内容を見きわめてから協議を進めてはどうかということで、継続協議とさせていただいたところでございます。この農業委員会法の一部改正が5月19日に参議院で可決されたとのことでございますので、その主たる改正点につきまして事務局から説明をいたしまして、再度調整内容について協議をいたしたいと存じております。

それでは、事務局の説明を願います。

(道高事務局長)

それでは、議案の1ページでございます。協議第7号(継続協議)ということで農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。これが前回ご提案をした内容でございます。

それで、今回資料の説明ということでございまして、2ページ目の農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律、概要についてご説明を申し上げたいと思います。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（概要）についてでございます。まず1、趣旨でございますが、農業委員会の設置に係る市町村の裁量を拡大するとともに、その業務運営の効率化等を促進するため、必置基準面積の見直し、選挙委員の下限定数を条例に委任するなどの措置を講ずるということになっているわけでございます。

その2番目として、法案の内容でございますが、(1)として、農業委員の必置基準面積算定の見直しが行われております。農業委員会の必置基準面積、これは北海道は360ヘクタール以下となっております。この算定から、生産緑地以外の市街化区域内農地面積を除外するというので、見直しが行われておるわけでございます。それから、(2)の選挙委員定数の下限の条例への委任ということございまして、農業委員会のスリム化に資するよう法定選挙委員の下限定数(10人)を廃止して、条例に委任するというものでございます。要するに、今まで10人ということを決まっていたけれども、これをなくする、廃止するというのでございます。それを条例で定めてくださいということでございます。

(3)番目の農業委員会の活動の重点化についてございまして、農業委員会が法令業務以外で行う業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務等に重点化を図るものという関係条文がここで定められております。

続きまして、(4)番目の選任委員の選出方法の見直しが行われております。団体推薦委員について、推薦主体に土地改良区が新たに追加されたということでございます。また、団体の組合員も委員として推薦することができることとなったものということございまして、これまで団体の理事だとかそういう方々が委員として推薦ということになっておりましたが、組合の委員としても推薦できることになったということで改正が行われたということでございます。それから、議会推薦委員の定数の上限、これまで5人でございましたが、これが4人に引き下げられたということでございます。

それから、5番目の選挙委員の解任方法の見直しが行われております。現行制度では選挙委員会委員の全員の一括解任請求しかできない仕組みとなっておりますが、個々の選挙委員を特定して解任請求をすることができるというふうに改正されております。

それから、6番目は、農業委員会の部会制度の見直しが行われてございまして、選挙委員の定数が21人以上の農業委員会における部会制度、任意ということでの見直しでございます。これは当管内におきましては選挙委員が20名ということで、この3町合わせでも20名となりますから、この条項には、この新町になってもこの条項は該当はしません。

それから、3としてその他でございますが、施行期日は公布日から起算して6カ月を超えない範囲内とするということでございます。要するに、大体11月までには、この法律が施行される予定でございます。

次の3ページは法律案の概要のフロー図で、改正に至りました方策と申しますが、流れをわかりやすく示したものでございます。これを参考としてつけさせていただいております。

それから、4ページ目でございますけれども、これは改正後におきまして合併後の農業委員会の構成がどうなるのかということございまして、これはちょっとわかりやすく書いたのですけれど

も、改正されましても定数の総枠は変わらないということをごさいますて、原則でいいますと、選挙委員による委員が、現行では10名から20名ということになるわけをごさいますて、改正後は今度は1人から20名以下ということで、これは条例でそれぞれ定めるということをごさいます。それから、選任委員は8人以内ということで、総枠は変わっておりませんが、先ほど説明しましたように、議会推薦が5人から4人と、1人減ったわけですが、その1人減った分というのは新たに土地改良区の推薦1名が追加されたということをごさいます。こういったわかりやすく改正前と改正後の表をこのようにつけ足ささせていただきました。

このことから、この3町においてどうなるのかということをごさいますけれども、ことし7月19日の任期満了となります大成町の農業委員会委員につきましては、この一部改正の適用というのが11月をごさいますから現行のままの選挙体制、選挙委員が10人で現行のままということになるわけをごさいます。また、瀬棚町の農業委員の任期満了日が来年7月19日ということをごさいますて、この選挙委員の下限条例で一部改正後になるわけをごさいますので、当然に瀬棚町は、条例で20人以下の定数を定めて農業委員会の選挙を行うということに、その辺の調整が出てくるのではないかと思います。あと、北檜山町農業委員の任期満了が18年6月28日ということになっております。

いずれにいたしましても、在任特例の場合は合併前の選挙による農業委員がそのまま在任することとなります。選任の委員の場合は8人ということで、これはあくまでも合併のときに新たに選任委員の場合は8人以内をこの後に選任することになるわけをごさいますけれども、選挙委員というのはそのまま30人なら30人そのまま移行と、定数をです。そして新しく在任特例の任期を迎える時期までに、新町において選挙委員の定数を条例で今度定めるということが出てくるわけをごさいます。

そういうことで、この改正の内容につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

(内田会長)

ただいま農業委員会等に関する法律の一部改正について、事務局より説明がありました。この点を踏まえまして、調整内容あるいはまた調整方法などについて、再度皆さん方のご意見をちょうだいしたいと存じます。どなたかご発言をお願い申し上げます。

(成田委員)

調整内容に結論として賛成です。3町それぞれ他町の農地利用に関しては、実際にはよくわからないのが実態だと思うのです。そういう中で、利用状況を的確に把握して円滑な農地利用を進めるためには、それぞれの町の事情をまず把握する必要があると。そして、他町のどなたが農業委員をなさっているかわからない状況だと思うのです、それぞれ。そういう中で合併後、在任特例でもって現在の農業委員さんに在任していただいて、その委員さんの中での連携を図って、合併した後、新町の議会で農業委員さんをまた決定していただくと、そういう形が望ましいと思います。

(内田会長)

そうしますと、成田委員のご意見としては、調整内容についてはこの案に賛成をします。したがって、農業委員については特例を生かして、それを新町の中できちっと人数の定数というのをやっぱり定めたらいいのではないかとということによろしいですか。

(成田委員)

そして、定数は法定定数以内として、新しい議会の中で検討していただいたらよろしいかと思えます。

(内田会長)

今お聞きのとおり、成田委員の方からそういう提案がございましたけれども、そのほかにございませんでしょうか。

(平田副会長)

私も今の成田委員の意見に賛成です。ただ一つちょっと気になるのは、北檜山町さんが例えばこれを1年間延長した場合に、北檜山町さんの任期がその中に入ってくるです。6月か8月。そうすると、またもう一回北檜山町さんは選挙の格好が出てくるのです。ですから、1年にはならないのだけれども、10カ月ぐらいしかならないので、北檜山町の任期に合わせることはできないのかなというような、ちょっとそういう気がします。

(成田委員)

在任特例はどのくらいまで……1年ですか。

(内田会長)

1年以内。

(成田委員)

それを延長するとなると、どういう形で延長するということになるのでしょうか。

(内田会長)

ちょっと事務局の方で答えさせます。

(道高事務局長)

農業委員会の在任特例の関係なのですけれども、あくまでも合併特例法で定められているのは1年以内ということですので、幾ら延長しても1年しか在任はできないのです。それで1年以内ですから、それが11カ月で終わっても10カ月で終わっても構わないわけなのです。今、平田副会長の方からご提言があったのは、1年以内ですけれども、農業委員会の委員の任期を北檜山町の

農業委員会の委員の任期で終わらせるとすると、10カ月で終わるといようなご提言があったということでご理解をお願いしたいと思います。

(内田会長)

おわかりでしょうか。

(成田委員)

はい。

(内田会長)

ほかにはございませんでしょうか。

(桜井委員)

私も基本的に成田委員と平田副会長の意見に賛成です。私の理由はやはり似ているのですが、3町の給料の格差、それから農業委員の中身の内容というのはまたそれぞれ銘々だという感じを聞いております。私も細かいことに関してはまだ調べていないのですが、そのように聞いておりますし、そのほかに今言われたように、任期が3町がばらばらだということと、今までこんなに違う形の中で一緒になったという経緯がないわけですから、この場合は時間をかけて、今平田副会長言われたように、時間をかけた間に詳細にわたって調整して、よりよいものにつくり上げて合併しましょうという形の方がいいのかなという気がします。それぞれの専門の方々のご意見も十分聞きながら、決めていただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

(内田会長)

桜井委員の方は、いわゆるやっぱり農業委員の各町のばらつきというのは困ると。したがって、それは時間をかけてなるべく統一するような、今副会長が言われたような点でひとつ協議したらどうかという、そういうことを言うのですね。

桜井委員。

(桜井委員)

そうですね。ですから、3町にしっかりした合意をつくりながら、納得した中でその辺の調整をとって合併をその時期に、北檜山町の任期に合わせてきっちりした形で農業委員会の形をつくっていただきたいと、そういう意見です。

(内田会長)

今お三方からのご意見ありましたけれども、今最後に桜井委員の方から言われましたとおり、や

はり各町ばらばらでなく統一をして、それを議論していった方がいいのではないかというような、そういうご意見ですけれども、そうした面で……。

大野委員。

(大野委員)

私も桜井委員のあれで結構だと思います。農業委員の改選は平田副会長も言いましたけれども、北檜山の改選期に合わせてやるのだよということがございますね。それで結構だと思います。それで10カ月間在任して、その後選挙になるということでしょう。そういうことですよ。

それで、よろしいと思います、私は。どこかで合意点見つけなければ、桜井委員も言っているのだけれども、3町全部違いますから、とにかく改選期に合わせてやる。そして10カ月在任してその後合併後またやるのだよということですよ。それでいいと思います。

(桜井委員)

今10カ月と言っているのですが、合併が9月というふうに、それが望みですから、10カ月という文言は入れないで、合併は10月になるかもしれませんが10カ月という項目は入れない方がいいのではないかな。北檜山の任期の部分に関してということはよろしいですけれども、10カ月ということはちょっと抜かした方がいいのではないかなと思います。

(内田会長)

10カ月入れないということになると、いろいろ協議した中で……。そうしましたら、ちょっと調整内容をまとめてみます。「新町に一つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、」ここに10カ月というのがあります。それをまず抜かして、「合併後、北檜山町農業委員会委員の任期満了まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任し、合併後、選挙委員の定数は法定定数以内とする」と、こういう文言でよろしいでしょうか。10カ月を抜かしてということで、どうでしょうか、今のこの意見で。よろしいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

はい。

(真柄委員)

私、1回目のときに小委員会も含めてということをした経緯があるのですけれども、今いろんな経過説明等を聞いた中で、なるほどこういう形でいくのであれば、私も原則的にはこの調定案に賛成いたしますけれども、ただ一つ確認しておきたいのですけれども、改正後の要するに定数の問

題です。これはまだこの今日の段階で議論に上がっていないのですよね。これは議論する必要と
いうのがあるような気がするのですけれども、いかがなものなのでしょうか。

(内田会長)

どうでしょう。これは先ほどもお話がありましたとおり、これは大いに農業委員さんと会長さん
始めそうした方のご意見というものも、まず聞く必要があると思うのです。したがって、本日
のこの協議会の中で、意見がまとまりましたので、これらについてまた、農業委員さんと、会長を
含めたそうした中で協議をして、改めて……

どうですか。

(真柄委員)

このような会議の中で、この法定協に再度そうしたらその中の経過を含めて説明というか、報告
するというふうにとらえてよろしいのですか。

(内田会長)

そうですね。そういうことで……

(桜井委員)

私先ほど言った中身は、今、真柄委員から言われていますけれども、そういうことも含めてい
る詳細にわたって、この人数ももちろん中身も、その中身というのは人数も含めてです。ですか
ら、この場所では云々という話にはならなくてもよろしいのではないかなという私は意見として出
したつもりです。

(内田会長)

再度申し上げますけれども、さっき私が言ったような調整内容の中で進めさせていただくと。い
ろいろこれはそれぞれ皆さん方の意見、参考のために意見を聞くというのは必要ではないかと思
いますけれども、再度申し上げますが、「新町に一つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による
委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、
北檜山町農業委員会の任期満了月まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任をす
る。合併後の選挙委員の定数は、法定定数以内とする」という、そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

では、そういうことで決定をさせていただきたいと思います。

協議第10号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて

(内田会長)

続いて日程第3、議案第10号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(山内係長)

山内と申します。よろしくお願ひいたします。

5ページの方の協議第10号の方、こちらの方を私から説明いたします。

地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。調整の内容といたしまして、旧町ごとに市町村合併に関する新法等の制定に基づく地域自治組織(特別地方公共団体タイプ)を設置する。旧町ごとに合併特例法に基づく地域協議会を設置する。

平成16年6月25日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

こちらの方につきまして、6ページ以降に従ってご説明させていただきます。ちょっと資料が大きいものですから、座って説明させていただきます。

こちらの提案の関係につきまして、任意協議会の調整内容として記載しております。当時の情報と合併3法が成立した現在とでは法律の内容が若干異なります。任意協議会の調整内容の趣旨から、特別地方公共団体タイプ、こちらの方は法人格のある合併特例区と解しまして、この合併特例区を旧町ごとに設置するというございますので、合併特例区を中心に説明をさせていただきます。

6ページの方をちょっと開いていただきたいのですけれども、まず根拠法令の方です。根拠となる法律ですけれども、今国会において合併関連3法が5月19日に成立、26日に公布されました。政令の方はまだ定められていないという状況です。

まず、地方自治法に基づく一般制度と書かれておりますけれども、そちらの方が創設されております。こちらの方は、地域自治区ですけれども、合併時以外にも設置できますので、一般制度と呼ばれております。その隣、合併に際しての特例制度と、こちらの方は主に合併時における特例を規定している法律で、名称の方は「市町村の合併の特例に関する法律」ということで、略称で「合併特例法」などと呼んでおります。こちらの方には、特例制度と合併特例区、こちらの方の制度が導入されております。もう一つの「合併新法」、こちらの方は平成17年4月以降合併申請に適用されるものとして、成立しております。これから説明いたします地域自治区は、これらの法律を根拠として設置する制度でございます。とりあえずイメージとしまして、9ページの方から説明をさせていただきます。

地域自治区の方につきましては、合併特例区なのですけれども、設置目的としまして現行の制度では、地域住民からの行政に対する意見の反映というものは町民懇談会などを通じて行われております。ただ、合併に際しまして、本庁舎等が距離的に遠くなるというようなことから、意見が反映されにくくなるのではないかと不安がどうしてもあります。こちらの方を解消するために、合併市町村の施策全般に関して、きめ細やかな住民の意見を反映できるように創設されたものでござ

います。また、昭和の大合併時の経験から、合併によりまして中心部優先となり、中心地以外は寂れるのではないかという懸念があります。こういうことから地域住民の意見を反映させる機会を設けようとしたものでございます。

また、地方分権の関係で、地域において自己決定と自己責任の原則から、住民自治が重視されるということから、地域住民と行政によるパートナーシップを形成しまして、相互に連携して協働の地域づくりを目指すべきということで、こういう制度も設けられたということでございます。

また、議会議員の関係につきましては、合併市町村の執行機関の権限に属する事項までは権限が及ばないこととなりますので、地域住民の意見反映の仕組みを担うものとしてまた創設されております。このような理由目的によりまして設けられておりますのが、地域審議会、地域自治区、合併特例区の制度でございます。

本庁舎、支所の設置につきましては、協議第4号の方で北檜山町に本庁舎、大成町及び瀬棚町に総合支所的組織を置く承認されておりますので、9ページ以降の方はそのような形で資料を作成し、支所と合併特例区の関係につきましてご説明いたします。

参考組織図1、こちらの方は合併特例区について掲載しております。合併特例区は、合併に際しまして、合併市町村の協議により、1または2以上の旧町単位で設置できるものとされ、参考組織図の方につきましてはスペースの関係で大成地区のみ掲載しておりますけれども、瀬棚町、北檜山町のそれぞれ合併特例区をこちらの方に設置するということになっております。

現実的に想定されますケースとしまして、区長が支所長を兼ねるということで作成をしております。支所は、市町村に処理が義務づけられているもの、市町村にしか処理権限が認められていない事務を処理しまして、合併特例区は規約等で定められた事務を処理するということとなります。事例としまして、区長が支所長を兼ねるということになっておりますので、行政サービス自体は一体となりましてそのエリアの事務を総合的に分掌するという形になるかと思っております。こちらの方の合併特例区の設置期間でございますが、合併から5年を超えることはできないと定められております。

まず、区長の制度ですけれども、詳細につきましては6ページの比較表の方で説明いたしますので、簡単な説明をしていきたいと思っております。

区長の方は議会の同意が要らない特別職とされております。選任につきましては、市町村の被選挙権を有する者のうちから合併市町村が選任する。任期におきましては、2年以内で規約で定める期間。合併特例区を代表しまして、その事務を総理。合併特例区職員を指揮・監督、合併特例区規則の制定というような権限を持たされております。

事務処理の内容といたしまして、規約で定める事務というのは、事例で地域の公の施設の管理、地域振興イベント、コミュニティーバスの運行、地域に根差した財産の管理などが担当できるとされております。地域の公の施設の方は、個別法で定められているものは除きまして、公民館、公園、体育館などが考えられるところでございます。

受け持つことができる事務範囲の方は、現在のところ先ほどの事例程度しか示されておられませんので、6月30日に合併3法の説明会が開催される予定でございますので、そちらの方で具体的な説

明がされるかと思えます。

また、合併特例区の方には、議会や各種行政委員会が設置されていないことから、法律または政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必要とする事務や、行政委員会の所掌する事務を処理することはできないという形になっております。真ん中辺には、合併特例区設置での協議事項としまして、規約で盛り込まなければならない事項が1から10までということで記載しております。合併特例区長の方ですけれども、合併市町村により措置された財源をもとに独自の予算編成をする。合併特例区協議会の同意、合併市町村長の承認が必要とされております。

協議会の方ですけれども、会長、副会長、委員を置くことになっておりまして、区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村長が選任するという形になります。任期は2年以内で規約で定める期間。権限といたしましては、合併特例区の予算、決算、合併特例区規則の制定等の一定の事項についての同意権、規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項等について、合併市町村長が意見聴取、合併市町村長に対する意見具申権というものを持っております。こちらの方の合併特例区の名称ですけれども、何々区、何々町、何々村、単に何々というようなことでつけることができます。その名称がそのまま住居表示に使われます。

例えば、大成区とつけますと、〇〇町、新町名です。〇〇町大成区字都というような形になります。区名とつけないで、大成だけとしますと、〇〇町大成字都というような形で表示がされることになります。字名につきましては、協定項目の14として挙げられておりますので、また別途協議していただくこととなります。設置期間ですけれども、5年以内ということで決められておりますので、期間終了後、地方自治法に基づく一般制度で引き続き設置することができます。その場合は同様に区名を使用できるということになります。

合併特例区の特徴といたしまして整理いたしますと、合併特例区の設置期間ですけれども、5年以内で規約で定める期間。法人格を有し、規約上の事務を処理することができる。そのため、財源措置され、独自の予算編成ができる。住居表示の区名の表示の関係、または区長は特別職であるということは、特例制度と同様というような形になっております。

10ページに行きまして、参考組織図2、こちらの方は地方自治法上の一般制度を載せております。一般制度では、支所長イコール事務所長、こちらの方は事務吏員という形になろうかと思えますが、特例制度でしたら、この事務所長にかえて特別職を置くことができるというような形になります。事務処理の内容としましては、市町村の事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理するというような形になろうかと思えます。こちらの地域自治区につきましては、法人格、予算編成権というものはありません。地方自治法上の一般制度は、設置期間の方は設ける必要はないということになっておりまして、特別職を置くような合併特例法上の特例制度では、法律には特に規定はありませんが、建設計画の意見聴取の関係から、5年から10年程度が適切だとされております。

ただし、合併特例法上の特性制度で合併市町村全域に地域自治区を設けた場合は、区長の設置期間のみ定めることとされております。地域自治区の設置期間は定める必要はないということになっております。

参考組織図3の方ですけれども、こちらの方は地域自治区の特例制度として掲載しておりますが、

地域自治区の事務所が分掌します事務は、支所、出張所と同様に事務を分掌できるということになっておりますので、制度的には事務所と支所はくっついていなければならないということはありませんが、現実的に分ける必要がないということ。また、地域自治区がそのエリアの事務を総合的に分掌するという考え方ですので、3のケースにつきましては参考扱いとしてください。

基本的にこの3タイプがありまして、一般制度、特例制度、合併特例区は審議機関、意見具申機関としての協議会がありまして、執行機関、事務処理機関としての事務所、事務所長、区長を置くとしてありまして、組織的にはそれほど違いはないというような形になっております。

参考組織図の方には載せておりませんが、地域審議会、こちらの方は市町村長の附属機関として位置づけ、旧町単位で地域審議会があり、諮問に応じ、または必要に応じて意見を述べることができるとされ、事務所長、区長は置かれていないという状況です。

11ページに行きまして、地域自治区、合併特例区の区域の組み合わせ方を示したものです。調整内容といたしまして、旧町ごとに合併特例区を設置するとされておりますけれども、3町とも違うような制度で設置も可能でございます。上段の方ですけれども、一般制度としての区域の設置の組み合わせ、これは一般制度としてはすべての区域に置かなければならないというものでございます。こちらの方は合併時でなくても、条例で設置できるタイプということになります。

中段の真ん中のところですが、こちらはA B C町すべて違うタイプで設置したものという例でございます。

下段の方は、一般制度を設置しないで特例制度と合併特例区を設置した場合というような例として載せております。旧A町には設置していないというような形です。

では、6ページの方に戻りまして、比較表の方を説明させていただきます。

3番目の法人格の方ですけれども、一番左端の地域審議会から合併に際しての特例制度、こちらの方までは法人格はないという形になっております。合併特例区の方は法人格があり、特別地方公共団体というような形になっています。

5番目の設置の方法ですが、地域審議会の方は協議で定める。一般制度の方は条例で定める。合併に際しての特例制度は協議で定める。合併特例区の方につきましては規約で定めるというような形で多少違いがあります。

設置期間につきましては、一般制度は期限の定めなし。地域審議会特例制度につきましては、市町村建設計画の変更の際は、意見を聞かなければならないとありますので、5年から10年が適当ということで考えられております。

規約の方につきましては、そちらの方に記載しているとおりでございます。

次ページ、7ページに行きまして、協議会等の権限。こちらの方につきましては、全町として広域的に考えるのは、新町の議会の方、地域として考えるのは地域審議会、地域自治区という役割分担ということでございます。ですから、議題として上にはこの地域に係る、区域に係るというものでございます。それで、どういうものがあるかといいますと、市町村計画の変更とか執行状況、予算執行等について諮問に応じる。また、必要と認められる事項といたしましては、公共施設の設置、管理、運営。あと、福祉、廃棄物処理施策の基本的な計画の策定等が考えられます。

あと、協議会等の構成員の任期でございますけれども、合併特例区の方は2年、それ以外は一般制度、特例制度については4年というような形で決められております。13の協議会等の構成員の報酬ですけれども、報酬を支給しないこととすることができるということになっております。こちらの方は自主的活動としてとらえておりますので、支給しないこととすることができますとありますけれども、支給することも可能ですので、この点では協議が必要な部分です。

8ページに行きまして、協議会等の定数、こちらの方は合併特例区は規約で定める。あと、地域自治区の方につきましては、条例と協議で定めるというような形になっております。

あと、19の職員の方ですけれども、合併特例区の方では合併市町村の職員の中から市長の同意を得て合併特例区長が任命するというような形になります。

財源の方ですけれども、合併特例区の方は課税権と地方債発行権限はないというような形になります。あとは、規約で定める22は公の施設ですけれども、公の施設を設けることができる。こちらの方は主に不動産という形になろうかと思えます。

一番最後の住所の表示ですけれども、合併に際しての特例制度と合併特例区につきましては、それぞれの自治区の名称が住居表示に冠するというような形になります。また、引き続き一般制度の地域自治区を設けた場合も同様に、その名称を冠するというような形になっております。

12ページ、13ページにつきましては、この比較表の方を図解したものとということで載せておりますので、参照していただければと思います。

以上で地域自治組織の方の説明を終わらせていただきます。

(内田会長)

大変長い説明でありまして、皆さん方もちょっとまたわからないところもあったと思うのですが、内容の説明が終わりました。地域自治組織及び地域協議会の取扱いの調整内容でございました。任意協議会で協議いたしました調整内容を提案しているところでございます。

まず、地域自治組織については、特別地方公共団体タイプを設置するというのと、これは先ほど事務局からの説明がありましたように、改正合併特例法に基づく制度のうち、法人格を有するタイプの合併特例区になるところであります。そしてまた、旧町ごとに地域協議会を置くこととするということでございます。この調整内容について任意協議会では、改定特例法がまだ決定されていないということで、具体的なことまで話し合っておりませんが、基本姿勢といたしまして、3町の合併後における住民自治体制をできるだけ変化させないように、住民に自ら事務と住民の意向を反映させる機能を持たせたいことなど確認をし合って、特別地方公共団体タイプを設置するという考え方を持ったところでございます。この調整案について、各委員の皆様方からご意見をいただきたいと存じますが、まず最初に、合併した場合における地域自治組織のあり方について、この原案による法人格を有した合併特例区の方角性でよろしいのかどうか。また、関連いたします地域協議会のあり方についても、3町に設置をしていくかどうかについて含めてご意見をいただきたいと思えます。どなたかご意見ございませんでしょうか。

どうぞ、桜井委員。

(桜井委員)

今、たくさんの説明を受けましたけれども、基本的に合併特例区の中で法人格を持っているもので、ぜひともやっていただきたいと。先ほども説明あったように、昭和の大合併のときにいろんな各町村で吸収合併的なあられが随所に出ていますので、それを防ぐ一つの方法として、これはぜひとも適用していただいてやっていただきたいと思います。

まずそれが1点と、もう一つはその後に、その後の話も言っているのかどうかは別にしましても、私の意見として、地方自治制度による条例化をした上で、先ほど言いましたように、地域自治区を設立して、継続してまた再度その部分をなくさないでやっていただきたいというのも、あわせてこの場で皆さんの同意もできればいいなと思っています。

もう一点は、先ほど法人格の部分に関しては、5年が限度だよという話なのですが、これは国で定めたことだと思うのですが、この辺に関して私はできれば5年ではなくて、もう少し延ばしていただけるような施策はないものなのかなと。地方から何かこの辺のことが提言しながら、法人格のものをもう少し年度を延ばすものはできないのかということもまず先に含めながら、賛成意見として合併特例区、いわゆる法人格を持つものをまずやっていただきたいという意見です。

(内田会長)

5年でなく、もう少し延長するよという、そういうこと……。

(桜井委員)

できれば、そういうふうな方法がないものかどうか。

(内田会長)

では、事務局。

(成田事務局次長)

事務局の方から若干ご説明をしたいと思いますけれども、合併特例区における設置期間が5年ということでございます。ではその5年を終わった段階で、この合併特例区みたいな組織を置くことが可能なかといいますと、実は一般制度というのがございます。こちらは特に有効期限がございません。5年後には法人格はございませんけれども、一般の制度の中でそういう特例区を置くことは可能になっております。ですから、若干中身は予算編成権がないですとか、若干組織的なものの差異はありますけれども、続けていくことは可能です。

というのは、続けていかないと一つ問題がございます。その一つの問題というのが住居表示の問題がございます。合併特例区で例えば、区の名称を冠した場合、〇〇町何々区字何々となります。合併特例区が5年ですから、5年を過ぎたらその区の名称を変えなければならない。これは大きな問題です。住民票の名称を変えていかなければならないということですから、5年後には何々町何

々区とあったのが、その区を除いていかなければならないということで、これは大きな住民票のそういう電算システムですとか余計な経費もかかることでございますので、できれば私たち事務局の中での議論の中でも、合併特例区を使った後は一般制度でもってそれぞれの旧町ごとにきちっとした体制づくりをしていくのがいい形ではないかなというようなことで考えております。

以上でございます。

(内田会長)

はい、お願いします。

(桜井委員)

今の説明はもちろんわかります。私が言いたいのは、5年というその限られた期間、これは国で示した期間なのはわかるのですが、これを何とか先延ばしができるという方法論がないものかということは今事務局に聞いているわけです。なぜならば、私は引き続き地域自治区にするということは、私も今提案しているところではありますけれども、それはもちろんよろしいのですが、多少やはり権限がなくなるということが、そういう特例区に関してはやはり多少の根源がなくなるという部分に関しては、できれば5年と言わないで条例化の中で何か細工があるのであれば、できないのかなという意見をもう一度聞いたのですけれども、その辺もう一回。

(佐々木委員)

それで、桜井委員の方からそういう提案があるのですが、実はその5年以内という問題、実は当初総務省案では、これ10年以内ということで進めてきたのです。それが法案を閣議決定する時点で5年以内というふうに。つまり我々のせめてもの少ないそういう思いがここで削られているという、そういう内容ということ、意見というのではなくて、そういう経過があったということをやっぱり踏まえておく必要があると思うのです。

(内田会長)

どうぞ。

(柳田委員)

同じようなことなのですからけれども、確認も含めて。私の解釈に間違いがあるのかどうかわかりませんが、この合併特例区の設置期間ということについて、これは総務省がおっしゃっていることが私の解釈が間違っているのかもしれない。間違っていたら訂正して教えてください。

100年、200年という長さは問題があると思うけれども、必要に応じて規約の中で定めたらいいんじゃないのでしょうか。そういうことが文書として出ているわけです。この解釈というのは5年というのがどこから出てきたのかということなのですから、このことについてちょっと教えていただけませんか。

(成田事務局次長)

実は総務省の言っている100年、200年、この解釈というのは一般制度の中の言い分なのです。というのは、一般制度では期限を定めることは要らないといっていますけれども、あくまでも、ではまちが100年、200年もつのかと言われたときに、そういう長い期間の期間設定はいかなものかというのが総務省の見解だということです。それで、合併特例区はあくまでも5年ということで、これは合併に際してのそういう地域のいろいろな要望なり、そういう地域をまとめるための特例措置として時限立法として5年間ということで定めております。先ほど佐々木委員さんがおっしゃったように、当初は10年ということで情報は入ってございましたけれども、総務省の見解ではこれが法改正の中では5年というようなことで定められたということです。

これを延ばすということは、事務局が延ばせるということはいえないのですけれども、これから全国的に合併する市町村の中で、そういうような議論がだんだん大きくなってきて、そういう要望が高くなれば、また改めて改正する可能性も出てくるというようなことで考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

(内田会長)

今の件につきましては、さっき言ったように、30日に三法の説明会がありますから、そうした中でこうした問題も出る可能性もあるのでなからうかというふうに思っております。もしも出た場合には、そうした話があったときには、早速出た内容についてまたそれぞれ委員の皆さん方にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

ほかにないでしょうか。

大変これも、本当にこれからの合併については非常に重要な一つの問題点になるのでなからうかというふうにも思いますので、それぞれの皆さん方のご意見をいただきたいというふうに思っておりますけれども。

(柳田委員)

この(2)のことについては、何ページをお聞きするという順番にやられているのですか。それとも、もうあっちへ行ったりこっちへ行ったりというのは失礼かもわかりませんが、どこを聞いてもいいというようなことになりますか。どうなのですか。順番にやられるのですか、これは。

まず、ちょっとお聞きしたいと思うのは、この中で例えば7の規約というところを考えてみたら、これは町名の調整がつかなければ、協議の内容には入れないのではないかなというのはあると思うのです。例えば、名称ということについていえば、町名の調整が終わってからでないか、これはご苦労さんなのだろうと思います。そうでないと、後から町名をつければいいのかということになりますよね。町名がついて、その後からということになると思うのです、この名称というところだけを言えば。それは区域についても私の考えですが、合同ということにはならないだろうと。やっぱり旧町単位なのだろうということも考えられると思います。

それと、先ほどの期間については、これはこれなりでいいのだらうと思いますけれども、区長の任期ということについていえば、区長の任期というのも2年というふうに定められているものなのかどうかということもあります。そしてまた、それなのに構成員がなぜ4年なのかと、どうして4年という任期なのかということも、ちょっと自分では気になるところで、そしてそれと同時にそうすることによって、会長とか副会長というのも4年なものなのかということになりますよね。構成員と会長、副会長と任期が違うということにはなるのかならないのか。もしなるとしたら、どうしてそうなるのかということもありますですね。とりあえず、その辺までちょっとお知らせ願えませんか。

(山内係長)

まず、合併特例区の名称の方ですけれども、これは名称をつけたらそのまま住居表示の方に表示されると。新町名称は新町名称で〇〇町というようなことで定められまして、こちらの方の合併特例区の名称の方は規約の方で定められます。新町名何々町大成区とか瀬棚区とか、そういうような区名を表示したいのであれば、その合併特例区の名称は瀬棚区と。区名をつけないでほしいというのであれば、瀬棚というような形でも表示は可能です。

あと、区域の方につきましては、こちらの方は旧町ごとに設置するというようなことで、これの方は可能ですので、そのような形で設置されるものと思われまます。

合併特例区の設置期間は5年以内。こちらの方は決められておりますので、規約において定めるというような形になるかと思ひます。

合併特例区の長の任期と構成員の任期の方は、構成員の任期につきましても2年というような形になっております。

(柳田委員)

もし合併して、町長さんができたら4年ですよ、任期が。4年だと思ひのですよ、多分ではなくて、4年の任期だらうと。となったら、この協議会というのは大切なもので、協議会の議論を経た中で合併特例区の長が代表して町長に意見を伝えたり話したりという、これは重要な役なのですよ、甚だ、と思ひのです。それが2年2年で交代するということになってくれば、甚だ重さが違うのではないかなという気がするのですが、これも法律で決まっているのか。そういうふうにしなれば絶対いけないということは、なぜこういうふうになっているのかということをおつと説明願えませんか。

と申し上げるのは、余りにも首長さんの力だけが突出しないかということなのですよ。半分しかないのだから。

(内田会長)

休憩をいたします。

(休 憩)
(再 開)

(午後 2 時 3 9 分)
(午後 2 時 4 8 分)

(内田会長)

それでは、休憩を解き再開をいたします。

ただいまのご意見につきまして、今まとめてみましたので、事務局の方からひとつ説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それで、区長の2年ということでございますけれども、これにつきましては合併特例法という中で2年ということによって法律上決まっております。ただ、合併特例区というのはあくまでも5年以内ということでありまして、その中で区ができる。区長は2年、2年という任期が決まっております。それは再任もできるわけでございます。2年、2年、1年、ということ、最大です。その辺を皆さん方で確認していただければよろしいのかなと思います。法律的にこれを2年を4年にしてということには、なかなかこれは今のところならないのかなと。こういう点につきまして、30日の日に三法の説明会も札幌で行われますので、そのときに総務省の方からも担当者が見えまして、我々もその説明を聞いてその辺も伺ってまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、法律もなかなかこれは改正はならないのだろうというふうには思っております。

以上でございます。

(柳田委員)

お騒がせして済みませんでした。

最後なのですが、これは今日は傍聴の方もおられますので、この合併特例区というものについて確認も含めてそうだと確固たるような考えも持っているわけではございませんけれども、改めて確認も含めてお願いしたいのですが、この合併特例区というものの財源ということについては、合併町の方から移転財源という形で交付されるものだと思うのです。その財源をもとにして、いわば旧町、支所と言われる旧町なども、その財源をもとにして独自の予算をつくって執行しているのだということについて、改めてこの考え方が正しいのだろうということで、もし正しくなかったら補足していただければ結構ですから、このことについて確認も含めてお願いできませんか。

(成田事務局次長)

独自財源について若干ご説明をしたいと思っておりますけれども、合併特例区で使える予算というのは、あくまでも決められたものしかございません。それで、総合支所を置きますので、当然支所単位で地域住民のサービスにかかわる分は一定程度の予算措置をしなければ、その地域には全然お金がおりていかない、何もやっていけないというようなことが考えられますので、合併特例区の予算ばかりではなくて、支所総体として予算をある一定程度配分していかなければ、旧町単位でのサービス

は低下すると考えておりますので、その辺でご理解をお願いしたいと思います。

(内田会長)

それでは、いろいろ皆さん方にもご意見をいただきました。先ほど申し上げましたとおり、この地方自治組織及び地域協議会の取扱いということは、今後の新町の合併に向けての大変重要な課題だというふうに理解をしているところでございます。したがって、まず私の方から、こういう今後この議題を進めていくために、こういう方法でいいかということ、皆さん方に改めてお諮りをいたしたいと思っております。

まず、地域自治組織については、原則的に3町に設置をするとし、そのあり方については原案のとおり法人格を持った合併特例区を原則とすると。ただし、本庁となる北檜山町については、合併特例区の制度上からいっても、行政運営に支障がある場合は別な方法で地域自治区を設置することもよいこととすると。ということはつまり、本庁にそういうような区長あるいは支所長を置くかどうかということも踏まえてございます。

そしてまた、地域協議会については、原則として各町に設置することとし、以上この基本的な事項を一つ方針として本日の協議会で確認をし合って、この方法に基づいて、今後幹事会において十分な総合支所的な組織のあり方を含めて具体的に検討していただき、再度調整内容について提案をしていくということで取り進めてまいりたいと存じますが、このような方法でよろしいかお諮りをいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、地方自治組織及び地域協議会の調整については、合併特例区の方法を原則としながら、幹事会でさらに具体的に検討をしていただくことで、当分の間、継続協議といたしたいと存じます。以上でございます。

議案第11号 特別職の身分の取扱いについて

(内田会長)

それでは、続いて日程第4、協議第11号 特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議事項に関する資料の説明をいたさせます。これには成田事務局次長の説明を求めます。

(成田事務局次長)

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて(協定項目11)。

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、特別職の身分の取扱い。

調整の内容、特別職（助役、収入役）及び教育長の身分の取扱いについては、法令等の定めるところにより調整する。特別職、教育長、議会議員の報酬等については、類似団体を参考に合併時までに調整する。審議会委員等の附属機関の報酬等については、類似団体を参考に合併時までに調整する。ただし、公平委員会は檜山広域行政組合の取扱いにより決定する。

平成16年6月25日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の15ページをお開き願います。法令で定められている特別職と各種行政委員の任期、報酬額を15ページから16ページに掲載させていただきました。各町の特別職、各種行政委員の任期、報酬額ともに差がございます。報酬額については、新町スタートまでに調整を行う必要がございます。

次に、議案の17ページをお開き願います。新設合併の場合は、各町の常勤の特別職であります町長、助役、収入役、教育長、非常勤の各種行政委員会の委員の身分につきましては、町の法人格が消滅し、町が廃止されるため、合併の日の前日をもって失職することとなります。そのため、町長がいない場合の対応として、地方自治法施行令第1条の2の規定において取扱い方法が定められております。この規定では、普通地方公共団体の設置があった場合には、合併関係町の町長または町長であったもの、助役を含みますけれども、のうちから、協議により定めた者をもってその職務を行うこととされております。町長の職務執行者というのを置かなければなりません。町長の職務執行者の選任方法はと申しますと、合併関係町の町長の協議により新町スタートまでに選任することとなります。町長の職務執行者の選任期間は、合併の日から新町長が選出される日までの間となります。

次に、助役の選任方法につきましては、新町長が選挙により選出された後に新町の議会の同意を得て、選任されることとなります。

次に、収入役につきましては地方自治法第170条第5項の規定に基づき、新町の職務執行者が新町スタートのときまでに事務吏員の中から収入役の職務代理者を任命し、新町の収入役が選任されるまでの間、その職務を代理することとなります。新町の収入役の選任方法につきましては、助役と同様の手続となります。

次に、議案の18ページをお開き願います。次に、教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第1項の規定に基づき、新町の職務執行者が合併関係町の教育委員会の委員であった者の中から、新町の教育委員会の委員を臨時に選任することとなります。なお、臨時の教育委員の任期につきましては、新町の町長選挙後、最初に招集される議会の末日までということになっております。教育委員の選任方法は、新町長が選挙により選出された後に新町の議会の同意を得て任命することとなります。

恐れ入ります。再度議案の17ページをお開き願います。教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第19条の規定に基づき、先ほどご説明しました臨時に選任された教育委員の中から互選により定められた委員が、正規の教育委員会の委員が任命されるまでの間、教育長となります。

次に議案の18ページを再度お開き願います。選挙管理委員会と固定資産評価審査委員会につつま

しては、根拠法令はそれぞれ異なりますが、先ほどご説明いたしました教育委員会の委員と同様の
手続により選任することとなります。公平委員会と監査委員につきましては、特別な選任の手続は
ありませんので、新町長が選挙により選出された後に、新町の議会の同意を得て選任することとな
ります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

ただいま特別職の身分取扱いについての説明が終わりました。調整内容については、任意協議会
で基本的な考え方として提案をさせていただきました。そこで、この基本事項を踏まえ、幹事会
の方で、少し文言を整理した調整内容案を作成しておりますが、皆さんの同意が得られるのであれば、
この調整案を配付をいたして、その案により協議を進めてまいりたいと存じますので、そのように
進めてよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは早速、配付させていただきます。

(調整案配付)

(内田会長)

それでは、この調整内容につきまして幹事長より説明をお願いいたします。

福島幹事長、よろしくお願いいたします。

(福島幹事長)

それでは、特別職の身分の取扱いにつきまして、若干文言等を整理いたしましたので、幹事会と
して提案させていただきました調整内容についてご説明を申し上げたいと思います。

調整内容につきましては、任意協議会の調整内容案をもとに検討をしたところでございます。

まず、常勤の特別職でございますが、先ほども説明しましたように、3町が合併することによっ
てそれぞれの町の法人格が消滅をするということになります。したがって、3町の町長、助役、収
入役、教育長の4役全員が失職をするということになります。このため、新町の町長、助役、収入
役、教育長の身分については法令の定めるところによるしております。町長、助役、収入役は地
方自治法の規定に基づき、また教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で身分が定めら
れております。

次に、報酬等についてでございますが、先ほども説明がありましたように、15ページについてお
りますけれども、3町の4役の報酬額もそれぞれ違いがあるわけでございますので、現行の報酬額

や同規模自治体の報酬額の例をもとに、合併時まで調整をするということにしております。

次に、議会議員の報酬についてでございますが、議員の報酬額についても3町それぞれ違いがございますので、現行報酬額や同規模自治体の報酬額の例をもとに合併時まで調整をするということにしております。

続いて、行政委員会についてでございますが、委員の皆様もご存じのとおり、行政委員会は先ほど説明しましたように、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員あるいは農業委員、固定資産評価委員会などございまして、委員の定数、任期につきましては、法令の定めるところとしております。ただ、公平委員会につきましては、檜山広域行政組合の取扱いにより決定しております。また、行政委員の委員の報酬につきましては、現行報酬額や同規模自治体の報酬額の例をもとに、合併時まで調整をするということにしたものでございます。

次に、その他の特別職の附属機関についてでございますが、これも既に委員の皆さんご存じのように、情報公開審査会や体育指導員あるいは町営住宅選考委員会、都市計画審議会などですが、このその他の特別職の附属機関につきましても、3町の合併によりまして失職をするということになります。現に3町で設置をされており、新町において引き続き設置する必要があるものについては、新町においてその必要性、地域性を考慮して調整をするとしております。また、人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整するということにしたものでございます。

調整内容の案につきましては、そこに書いておりますように、常勤の特別職については、先ほど申し上げましたように、町長、助役、収入役、教育長の身分については法令の定めるところによる。報酬等については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに合併時まで調整する。

議会議員につきましては、議会議員の報酬については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに合併時まで調整する。

行政委員会。行政委員会の委員の定数、任期については法令の定めるところによる。ただし公平委員会は檜山広域行政組合の取扱いにより決定する。行政委員会の委員の報酬については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに合併時まで調整する。

その他特別職附属機関。その他の特別職については、合併により失職することとなるが、現に3町で設置されており、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。一つの町のみで設置されているものは、新町においてその必要性、地域性を考慮し、調整する。人数、任期、報酬額は現行の制度をもって調整するというふうに調整の内容案を作成をいたしましたので、これをもとにご検討していただければというふうに思います。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま説明終わりましたが、この調整案につきまして、委員の皆さんのご意見をいただきたいと存じます。

大野委員。

(大野委員)

基本的には私はこれでいいと思うのですが、合併特例区の長は、その合併後に町長が決まるわけです。その選任で決まるわけでしょう。特別区の長といいますか、区長ですね。それを特別職というのでしょうか。その人も、区長。それがここにうたわなくてもいいものですかね。細部にわたって、12ページに出ているのだけれども、合併特例区の法人格を有する者について、とあります。ここにうたってあるのですよね。区長の任期は今言ったように、特別職の助役兼務可ですよとあってあるのですが、特別職ですから合併特例区の区長をここにうたわなくていいのかなという気がしているのですが、その辺どうなのですか。

(成田事務局次長)

ただいまの合併特例区の報酬の関係でございますけれども、実は特別職の身分の取扱いの中でうたうよりは、先ほどの協議項目ございました。地域協議会と自治組織、そちらの中にもうたっていきこうという考え方を持っていました。ただ、現在今回初めて協議していただきましたので、方向性が決まらなると合併特例区を置くのか、それとも置かないのかということが協議会の方での方向性がなければ、我々としても特別職にするのかしないのかわからなかったものですから、この段階で特別職の身分の取扱いにはうたっておりません。ただ、協議の方向として私たちが考えていたのは、その地域自治組織及び地域協議会の中で特別職を置くとなれば、表現的には特別職の報酬については何々とするというような形で定めた方がよろしかったのかなというようなことで考えておりました。

以上でございます。

(内田会長)

大野委員。

(大野委員)

私は方向性ということでしょう。今、特例区を置くようにするのでしょう。言いましたよね。そうすると、特別職の特例区の、合併の特例区ですよ。その長たる者の報酬ですよ。特別職の身分の取扱いと特別職のここにうたうべきだと私は思うのです。さっき成田さんの説明あったけれども、その方向性でいくわけでしょう。特別区なかったら、例えば瀬棚と大成は合併しないということになるのだよ、そうでしょう。そういう考えも走るわけさ。その考えどうですかね、その辺。その方向でいった方がいいんじゃないですか。特別職とうたって、きちっと合併後の区長とある者は特別職なのだよと、ここでうたった方が私はすっきりしていいのではないかなと思うのだけれども、その辺どうですかね。

(成田事務局次長)

今ご提言ございましたので、その方向で調整をさせていただきたいと存じます。

次回の協議会において再度調整の内容について幹事会にお諮りして、表現等をそろえて提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(内田会長)

よろしいですか。

佐々木委員。

(佐々木委員)

報酬等の問題ですが、任意協でまとめたいわゆる当初原案として出されてきた部分については、類似団体を参考にしてと。今回、改めて同規模自治体のという、こういう表現に変わってきているわけですが、ここの違いをわかりやすく説明してほしい。また、同じ同規模自治体ということでも、人口の規模もあるだろうし、財政規模から見る場合、いろんな見方があると思うので、その辺事務レベルでどういうふうに考えておられるのか、説明していただきたいと思います。

(福島幹事長)

確かに、今ご指摘ございましたように、任意協議会の方では、類似団体を参考にとというふうにと書いておりますが、今回は同規模自治体というようなことで表現しております。これについては、中身は大体同じでありますけれども、例えば人口規模、それから財政規模、こういうものを十分勘案しながら考えていこうということでございます。もちろんそれだけではありません。管内の今特別職の報酬額等も参考にし、あるいはまた管内の状況等も十分考えながら、その辺の報酬額を決めていかなければならないのではないかというような趣旨でこういうふうにしたということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

(内田会長)

佐々木委員。

(佐々木委員)

私、類似団体と同規模自治体、ここははっきり私違うと思うのですが、そのこの部分の説明をやっぱりきちっとしてほしいと思うのです。こういう表現に変えたからには、その点ひとつ再度お願ひしたいと思います。

(内田会長)

はい、どうぞ。

(成田事務局次長)

同規模自治体と類似団体の違いなのですが、実は任意協議会において類似団体といたしま

したのは、総務省が行っている類似団体状況に関する調べというのがございまして、その調べの中でそれぞれ町村の似たような形のAからB、C、Dといろいろなランクがございまして、そのランクに合わせて考えていったらいいのかなというようなことで、それを基本に物を考えようということで類似団体という表現を使わせていただいたのです。それで、同規模自治体となりますと、類似団体とはちょっと算定の根拠が違いますので、人口要件ですとか、それぞれ町の4役の状況、それと議会議員の状況とかいろいろなものを加味して考えるということでございますので、任意協議会の表現と今回の法定協議会の表現の違いというのは、そのこの使う基礎になる部分の数値がちょっと違ってきているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(佐々木委員)

わかりました。先ほど福島さんの方からお話でしたら、同じようなものだというような言い方したものですから、類似団体という言葉自体がきちとした性格を持っていると思うのです。我々が一般に使うのと、総務省で使っている意味はまた違うと思うのですよね。そういう意味できちとやっぱり説明はすべきだということで、説明を求めたのです。

以上です。

(内田会長)

柳田委員。

(柳田委員)

その他の特別職というのはちょっと別にしましても、あと上の三つについて言えば、特に報酬の関係で、合併時まで調整すると、皆そういうふうになっておりますけれども、合併時まで調整するものが余りにも多くなってくのではないのかなと心配しないでもないのですが、こういうことというのは、調整するというふうになっていきますけれども、これをこういう内容案をつくるに当たって幹事会等で、例えば確定したものはまだないとは思いますが、目安としてこれぐらいのものではないかとか、こういうふうではないのかという考え方というものの話し合いはされなかったのか、したのか。したとすればどういう内容があるのかということをちょっとご説明いただければと思いますが。

(福島幹事長)

実は幹事会の方では、まだそこまで検討する時間がございませんでしたので、しておりませんが、いずれにしましても、そういうことを含めて幹事会の方で再度検討しまして、もしそういうことが案という形で出せということであれば、その期日までにある程度検討してみたいというふうになっております。

いずれにしても、ただ余り時間がありませんので、そういう余裕があるかどうかわかりませんが、内部でさらに検討を進めてみたいというふうになっております。

(内田会長)

柳田委員。

(柳田委員)

こういう報酬とかというものは非常に微妙なもので、委員の方々から例えばこれぐらいだとか、あれぐらいだとかという発言はなかなかこれは大変なものだと思うのです。だから、やっぱり事務局としてどここの道がどうだから、これぐらいのものを目安としたけれども、どういう考え方を出していただくのがやはり一番無難なのかなと。無難といえは変な言い方ですけども、話し合いの中に入りやすいのかなというような気もしますので、ぜひともそういうふうにお願ひできればなと思っています。

(内田会長)

そのほかにございませんでしょう。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ないようでございます。したがいまして、この各委員からそれぞれ貴重なご意見が出されたわけでございます。それのご意見を十分参考にしながら、これから幹事会等で調整を図りたいというふうに思います。したがいまして、お諮りをいたしますが、ただいま皆さん方のご意見も十分に参考にしながら、こうした内容について原案のとおり決定させていただいてよろしいかお諮りをいたしたいと思ひます。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご異議なしのようでございますので、特別職の身分の取扱いについては、原案のとおり決定をいたしました。

議案第13号 組織及び機構の取扱いについて

(内田会長)

それでは日程第5、議案第13号 組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第13号 組織及び機構の取扱いについて（協定項目13）。

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月25日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第13号 組織及び機構の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の32ページをお開き願います。3町の4月1日現在の組織機構の現況を掲載しております。まず初めに、大成町は町長部局として保育園を含み5課1室、病院、種苗センターを設置しております。町長部局以外の組織としまして、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会を設置しているところでございます。

次に、瀬棚町は町長部局として生活支援センターを含み6課1室、医療センター、老人ホームを設置しております。町長部局以外の組織としまして、大成町と同様に各種行政委員会を設置しているところでございます。

次に、北檜山町は町長部局として6課1室、保育所、病院、各種センター5カ所を設置しております。町長部局以外の組織としまして、大成町、瀬棚町と同様に各種行政委員会を設置しているところでございます。

議案の33ページをお開き願います。組織・機構の整備方針を掲載させていただきました。初めに基本的な考え方ですが、本庁となる北檜山町役場以外の大成町役場と瀬棚町役場は支所とし、総合支所としての役割を持たせることが協議会で確認されておりますことから、総合的な行政サービスが提供できるよう、支所の組織・機構を整備することとしております。

さらには、合併に伴って行政サービスが低下しないよう配慮し、窓口サービスのほかに住民生活に密着した業務として、町民相談、健康相談、農道林道、農林水産施設の維持管理、道路・橋の維持補修、税に関する業務などや地域振興に関する業務として、自治会、コミュニティー活動の事務、イベントなど、各種の業務を旧町、地域の振興に関する業務として行う組織・機構とすることとしております。

次に、組織・機構の整備方針につきましては、行政サービスの維持に努めることを基本として整備方針を定めております。整備方針の一つ目としまして、北檜山町役場を本庁舎、大成町役場及び瀬棚町役場にはそれぞれの行政区域を所管する支所を設置するという新町庁舎の活用方法を明示させていただいたところでございます。二つ目は、地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構としているところでございます。三つ目は、住民の声を適正に反映することができる組織・機構としているところでございます。四つ目は、町民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とするところでございます。五つ目は、指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構としているところでございます。六つ目は簡素で効率的な組織・機構としているところでございます。

以上六つの柱を整備方針の基本として定めさせていただきました。整備方針についてよろしくご審議をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。組織及び機構の取扱いについての調整内容につきましては、任意協議会では協議を行ってきておりませんので、協議会で調整してまいりたいと思っておりますが、この調整内容についてであります。先ほど事務局から説明をいたしましたこの33ページの新町の組織及び機構の整備方針に基づいて整備することにした内容を原案としながら、調整を図ってまいりたいと存じますが、このように進めてよろしいかお諮りをいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、組織・機構の整備方針を調整内容の原案にしながらか協議をしていただきたいと存じますが、調整内容の原案を書き込んだ用紙を事務局が用意しておりますので、今から配付したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、今の資料を配付したいと思います。どうぞ。

(資料配付)

(内田会長)

それでは、お手元に配付いたしました調整内容案でございます。これらにつきまして皆さん方お目通しをいただいて、ご意見があれば承りたいと存じます。ありませんか。

いいですか、こういう内容で。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、組織及び機構の取扱いについての調整内容については、原案のとおり決定をさせていただきます。

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて

(内田会長)

それでは続いて、日程第6、協議第17号 公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目17)。

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、公共的団体等の取扱い。

調整の内容、公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの自主性を尊重しながら統合するよう努めることとする。

3町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めることとする。

3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

3町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることとする。

国、北海道等の指導に基づき設置された団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

各町独自団体は、原則として現行のとおりとする。

平成16年6月25日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第17号 公共的団体の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の43ページをお開き願います。1の公共的団体の定義では、公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会等の産業団体、老人ホーム、福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべてが含まれて、公法人、私法人のいずれも含まれるとされております。

また、公共的団体の事務所がほかの町の区域にあり、支部、出張所が自分の町の区域にある場合や、町の区域内で活動が行われている団体も、公共的団体に含まれるとされているところでございます。

3といたしまして、総合的に調整を図るため、これを指揮監督すると記載がございます。こちらにつきましては、地方公共団体の公共的団体に対する役割を解説したものでございます。根拠法令は地方自治法第157条に定められております。条文では、地方公共団体の長は、公共的団体等の活動と行政との間に適切な調和と協力を保つために、公共的団体等を指揮監督できると規定されているところでございます。さらには、合併特例法第16条第8項において、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないと規定されております。したがって、公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を考慮、尊重しながら、統合整備が図られるように調整に努める必要がございます。

次に、公共的団体等の取扱いとして協議する団体には、どのような団体が当てはまるかを分類したものを資料の下段に星印で掲載をさせていただきました。一つ目が団体の設置について3町が関

与している団体であります。この中には町が補助金を交付している団体も含まれます。二つ目が3町の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体であります。これにつきましては、4町の枠組みではございますけれども、例えば檜山北部医師会などがございます。三つ目が市町村の事業について大きく関与している団体でございます。これにつきましては、例えば季節労働者の援護相談事業など、非常に市町村の事業と密接に関係している部分がございます。これらの分類に基づきまして、主な公共的団体等を49ページから51ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

議案の45ページをお開き願います。こちらにつきましては総務省ホームページより市町村合併に係る公共的団体等の取扱いに関する事項を掲載したものでございます。

1の消防団の取扱いにつきましては、昭和60年4月以降、合併が行われた市町村においては、すべて統合されているとのことでございます。次に、2の商工会議所、商工会の取扱いにつきましては、商工会の地区は一つの町の区域が原則となっておりますが、合併時には合併町村の区域を商工会区域とする定款の変更、あるいは解散するまでの間は、1町村内に複数の商工会が存在することとなります。なお、昭和60年4月以降の市町村合併のうち、実際に統合が行われたのは2例となっております。

次に、3の社会福祉協議会の取扱いにつきましては、市町村の区域内において、社会福祉事業または厚生事業を営むものの過半数が参加しなければならないと規定されているところでございます。このため、昭和60年4月以降の市町村合併の事例のすべてにおいて、社会福祉協議会の統合が行われているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。公共的団体等の取扱いについての原案については、任意協議会での基本的な考え方として提案をさせていただきました。この調整内容案について、もしご意見があれば伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

柳田委員。

(柳田委員)

45ページの2なのですが、商工会議所・商工会ということで、これは通常は1市町村に一つの商工会議所、または商工会ということになっておりますが、昭和60年4月以降の市町村合併のうち、統合されたのは2例だということで、60年以降どれぐらいの市町村が合併されたのかわかりませんが、2例ということは我々素人から考えれば、これは統合してもしなくてもいいのだろうというような判断にもなりかねないわけですが、この辺の考え方というのはどうなのですか。

(成田事務局次長)

ただいまご質問のございました商工会の統合でございますけれども、町が確かに補助金で商工会

に出しております。ですが、商工会は独自の団体でございますので、それぞれの商工会が合意に至らなければ、なかなかこれは合併することは難しいと思います。ということで、当面の間、商工会をそれぞれに単独で設置し、統合が整った段階で一つになるという考え方がございますので、あくまでも強制できるものでもございませぬし、それぞれ一つずつ置いても支障のないものだということで理解をしているところでございます。

以上でございます。

(内田会長)

そのほかございませぬでしょうか。

どうぞ、桜井委員。

(桜井委員)

私もこの協議事項の案でこれでよろしいかと思えます。大してたくさんの団体があるということは、事務局だけで一体化を図るといのは大変だと思えますので、各団体の方々に事務局側から、できれば前向きにその団体をどうしていくかということその団体等で協議していただくということもあわせてこの案件に関してはやるべきではないかなと、こういうふうに思っていますので、よろしく願いたいします。

(内田会長)

そうしますと、原案はこれでいいのだけれども、なるべく商工会、各団体の意見も取り入れて、それで進めていくべきだということによろしいですね。

そういうことでほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ないようでございますので、公共団体等の取扱いにつきましては、原案のとおり調整の内容を決定させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご異議ないようですので、原案のとおり決定することにいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程に上げられました協議案を終了させていただきます。

協議会の閉会の前に、皆さん方にお諮りをいたしたいと存じます。事務局からの提案といたしまして、7月に開催する合併協議会の日程についてであります。第2週目の金曜日となりますと、

7月9日の協議会については、事務局の都合により次回に提案する協議項目の資料調整のために、7月9日は開催をしないとして、次回は第4週の金曜日である7月23日に協議会を開催してまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。お諮りをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議がないようでございますので、次回の協議会を7月23日、大成町を会場にして開催してまいりたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

閉 会

(内田会長)

それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、本当に皆様方には大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、いろいろとご意見をいただきましたことを改めてお礼を申し上げたいと存じます。冒頭にも申し上げましたとおり、我々協議会は、皆さん方の意見を出していただいて、十分な協議をしながら1回、1回、回を重ねるごとに基礎をしっかりと固めていっているというような状況であります。何事もやはり基礎はしっかりしない限りは、その上に立つものは長持ちをしないということでございますので、そうした意味では基礎をしっかりと固めた上で、そこに新しい新町の誕生を見たいというふうに考えておるところでございます。どうかひとつこれからも皆様方のご協力をお願いをしたいと思います。

なおまた、傍聴に来られている皆さん方には、本当にご苦労さまでございます。皆さん方のご意見というものは大事でございますので、どうかきょう傍聴されて、感じられました点につきまして、またお気づきの点がありましたら、遠慮なしにひとつ我々のところにお知らせをいただき、またいろいろと助言をいただいて、そうした中でまた一緒になって新しいまちづくりのためにご協力をいただければというふうに存じておりますので、よろしく願いを申し上げます。

本当に今日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午後3時40分)